

長 高 支 号 外
令和 8 年 8 月 12 日

長崎市介護支援専門員連絡協議会
会長 松尾 史江 様

長崎市福祉部高齢者すこやか支援課
課長 武分 和歌子

緊急時訪問介護事業の見直しにかかるお知らせとご協力のお願いについて（依頼）

残暑の候、貴職におかれましてますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から本市の福祉保健行政にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本市では、これまで一人暮らしの高齢者等に対し、緊急時に迅速かつ適切な対応を図れるよう緊急時訪問介護事業を実施してきたところですが、より効果的な事業となるよう次のとおり事業内容等の見直しを行いましたので、お知らせいたします。

つきましては、本事業のサービスを必要とする対象者への周知や申請手続き等にかかるご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

【主な変更点】

- ・ 事業名が「緊急時訪問介護事業」から「緊急通報システム事業」にかわります。
- ・ 現行の緊急通報装置本体とペンダントに加え、火災対応や見守り機能を強化するためのセンサー付き火災警報器とライフリズム監視センサーを追加します。
- ・ 受託業者は警備会社を予定しており、緊急時には警備員が迅速にご自宅まで駆けつけます。
（訪問介護員の派遣や声による訪問の取扱いを廃止します。）
- ・ 緊急時に速やかな対応が行えるよう、受託業者がご自宅のスペアキーをお預かりします。
- ・ サービス内容の充実に伴い、利用料が月額 383 円 ⇒ 月額 514 円にかわります。
なお、生活保護を受給されているかたは、利用料の負担はありません。
- ・ 協力員の取扱いを廃止します。（申請時に協力員を確保する必要がなくなります。）

なお、現在、緊急時訪問介護事業を利用中の方に対しては、令和 8 年 8 月中旬に変更にかかるお知らせと申請等手続きの案内を送付しています。継続してご利用を希望の方は地域支援事業利用申請書の提出を、継続を希望されない方は地域支援事業廃止届の提出をお願いしています。（※）提出期限を令和 8 年 9 月 4 日としておりますので、利用者からのご相談等あるかと存じますが、申請手続き等にかかるご支援を何卒よろしくお願いいたします。

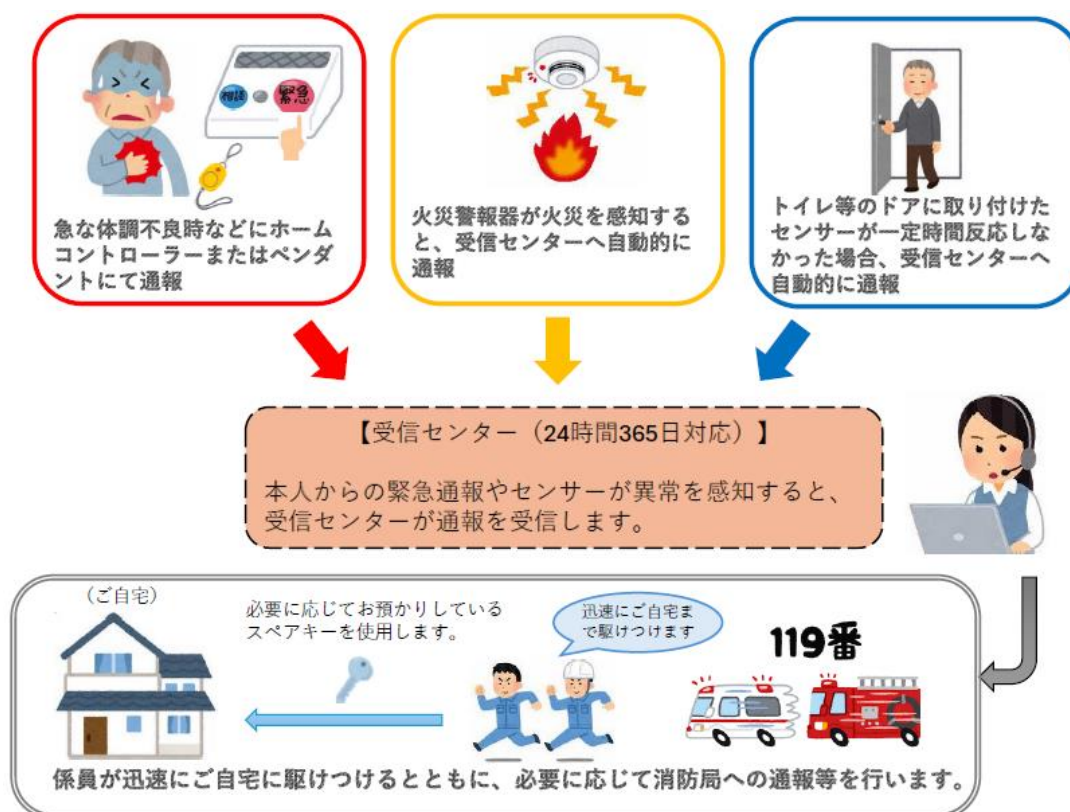
※ 6 月 1 6 日介護支援専門員連絡協議会全体研修会では、申請不要と説明しましたが、下線部のとおり変更しております。

【問い合わせ】

長崎市役所福祉部高齢者すこやか支援課
担当：総務係 森 ☎ 8 2 9 - 1 1 4 6

（※裏面に事業イメージ図や注意事項等を記載しておりますので、併せてご参照ください。）

【事業イメージ図】



【注意事項等】

- ・ 現在使用している機器の撤去と新しい機器への取替作業が必要となります。機器の取り付けに際し、ご自宅の一部に穴あけ加工等が必要となりますので、借家にお住まいの方は、申請書提出時に家主へ加工にかかる承諾をとっていただく必要があります。作業日程については、別途受託業者から連絡があります。
- ・ 利用者様の治療中の病気やかかりつけ医などの情報や緊急連絡先の情報は、現受託業者から新受託業者へ引き継がれます。
- ・ 緊急時にご自宅に入ることができずに対応が遅れてしまうことを防ぐため、ご自宅のスペアキーを受託業者がお預かりすることとしています。スペアキーがない場合には、緊急時の対応が遅れる可能性があるほか、緊急対応のためご自宅の一部を破壊して中に入る可能性があります。（破損したものの修理代等は利用者様の自己負担となります。）
- ・ 新しい機器に取替え後は利用料が月額 514 円となります。（なお、平成 24 年以降設置の方は、設置月に利用料をいただいていませんので、撤去月まで前機器分の利用料のお支払いが必要です。）生活保護を受給されている方は、これまで同様、利用料の負担はありません。
- ・ 基本的には新受託業者で対応できるようにしておりますが、まれにご自宅の場所によっては、機器の電波が届かない等の理由により、やむを得ず本事業の利用が不可となる場合があります。
- ・ 新しい機器の取り付け以後は、「試し押し」が不可となります。真に緊急を要する場合のみ、通報ボタンをおしていただきますよう利用者にはお願いしています。
- ・ 新規の方の申請にかかる申請書や相談対応マニュアルに関しましては、準備でき次第、長崎市ホームページに掲載させていただきます。